

電気通信大学大学院情報理工学研究科専攻長等に関する規程

平成22年 2月17日

改正

平成24年 5月22日

平成28年 3月23日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第18条第7項の規定に基づき、大学院情報理工学研究科の専攻長及び副専攻長について、必要な事項を定めるものとする。

(専攻長及び副専攻長)

第2条 専攻長は、当該専攻を主務とし、研究指導担当資格を有する教授のうちから、情報理工学研究科長（以下「研究科長」という。）の推薦に基づき、学長が任命する。

2 大学院情報理工学研究科の専攻に副専攻長を置くものとし、副専攻長は、当該専攻を主務とし、研究指導担当資格を有する教授のうちから、専攻長が指名する。

(職務)

第3条 専攻長は、研究科長の職務を助け、当該専攻の運営に関する校務を処理する。

2 副専攻長は、専攻長の職務を補佐する。

(任期)

第4条 専攻長及び副専攻長の任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後、大学院電気通信学研究科各専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、当該研究科の専攻に、当該専攻の運営に関する校務を処理する専攻主任を置く。専攻主任の任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規程平成22年4月1日施行附則第2項に規定する大学院電気通信学研究科の専攻主任については、この規程の施行日後、名称を専攻世話人とする。